結城市水道事業 新型インフルエンザ等対策事業継続計画

平成 29 年 1 月 結城市都市建設部 水 道 課

目 次

第	1	章	はじめに	P 2
第	2	章	上位計画との関係	
第	3	章	適応範囲	Р3
第	4	章	発生段階の分類について	Р3
	1	発	生段階の分類	
	2	発	生段階の対応(概要)	
第	5	章	発生段階別の対応について	P 5
	1	未	発生期の対応	
	2	海	外発生期の対応	
	3	玉]内発生早期の対応	
	4	新	型インフルエンザ流行期の対応	
	5	小	康期の対応	
第	6	章	事業継続計画	P1 2
	1	計	一画全般	
	2	優	先順位等選定	
	3	要	真の確保	
	4	委	託業者等との連携	
	5	必	要な物資の確保	
	6	利	用者への情報提供	

第1章 はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が、大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザ と同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

このため、発生時には、感染拡大を可能な限り抑制し市民の生命及び健康を保護するとともに、市民に及ぼす影響を最小限にすることが必要であるため、新型インフルエンザ等対策措置特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が制定され、平成25年4月13日から施行された。

新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合においても、結城市新型インフルエンザ等対策行動計画に関する業務を実施するほか、結城市水道事業として最低限の市民生活の維持、治安の維持、経済活動・支援等に必要な業務を円滑に継続することが必要である。また関係機関、市民への情報提供や支援を混乱することなく適切に行うことが求められる。

結城市水道事業新型インフルエンザ対策事業継続計画は、新型インフルエンザ等発生時においても、結城市水道事業がその機能を維持し必要な業務を継続することができるように、新型インフルエンザ等発生時に想定される社会、経済の状況やこれを踏まえた措置を講じることを目的とする。

なお,新型インフルエンザの大流行は,必ずしも予測されたように展開するものではなく,発生する事態も様々であると考えられることから,今後の情勢の変化等を踏まえ, 今後も引き続き必要に応じて本継続計画を見直すこととする。

第2章 上位計画等との関係

結城市では、平成 26 年 11 月に「結城市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定している。

結城市水道事業は、市の組織であるのと同時に、ライフラインの 1 つである水道水を供給する事業者であり、新型インフルエンザ等が発生した場合においても、市民へ水道水を安定的に供給する必要があることから、「結城市水道事業 新型インフルエンザ等対策事業継続計画」を策定するものである。

第3章 適 応 範 囲

本計画を適用する範囲は、結城市水道事業とする。

第4章 発生段階の分類について

1 発生段階の分類

厚生労働省「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(以下,ガイドラインという。)では「新型インフルエンザ対策行動計画」(以下,『行動計画』という。)における発生段階の分類を踏まえ,以下のとおり発生段階を分類している。

行動計画	ガイドライン	状況
前段階(未発生期)	新型インフルエンザ未発生	海外に限らず、国内でも野
	期	鳥, 家きんなどへの高病原
		性鳥インフルエンザの発生
		が認められ、まれにヒトへ
		の感染事例も認められる
		が、ヒトからヒトへの感染
		は明らかでなく、ウイルス
		構造上も新型インフルエン
		ザとは認められない時期
第一段階(海外発生期)	新型インフルエンザ海外発	海外でヒトからヒトへの感
	生期	染が認められ、新型インフ
		ルエンザが発生したことが
		確認される時期
第二段階(国内発生早期)	新型インフルエンザ国内発	国内において、限定された
	生早期	ヒトからヒトへの感染の小
		さな集団(クラスター)が見
		られるが、拡散は非常に限
		定されている時期
第三段階	新型インフルエンザ流行期	国内において,新型インフ
感染拡大期		ルエンザの感染が拡大し,
まん延期		まん延し,又は感染のピー
回復期		クを越えて回復しつつある
		時期
第四段階(小康期)	新型インフルエンザ小康期	国内において,新型インフ
		ルエンザの患者の発生が減
		少し, 低い水準でとどまっ
		ている状態が継続している
		時期

2 発生段階別の対応(概略)

2 光工权		未発生期	海外発生期	国内発生早期	流行期	小康期
情報連絡体制等	対策本部の設置	対策本部設 置に向けた 準備		対策本部設置(緊急事態宣言発令後)	\Longrightarrow	\Longrightarrow
	情報連絡体 制の整備	情報連絡体 制の整備に 向けた準備	情報連絡体 制の構築	\Longrightarrow	\Longrightarrow	\Longrightarrow
	情報収集	情報収集		\Longrightarrow	\Longrightarrow	
	計画全般	計画策定	\Longrightarrow	計画実行	\Longrightarrow	対策の評価
	優先業務の 選定	優先業務の 検討		・優かの ・優かの ・優かの ・優かの を を を を を を を を を を を を を を を を を を を		業務再開に向けて検討
事業継続計画	要員の確保	要員リストの作成	\Longrightarrow	要員確保の 開始	機能維持の ため要員確 保	要員の再検 討
	委託業者等との連携	委託業者と の連携体制 整備	\Longrightarrow	委託業者と の連携 (情報提 供・注意喚 起等)	\Longrightarrow	\Longrightarrow
	必要な物資 の確保	・浄水施設における物資の確認,確保・マスク等の備蓄	必要な物資 の確保	契約業者 ,他の水道 事業者との 連携	\Longrightarrow	\Longrightarrow

	利用者への 情報提供	利用者への情報提供準備想定問答	\Longrightarrow	水道水の安 全性に関す る情報提 供,問合せ	\Longrightarrow	\Rightarrow
職員の感染 予防措置等	感染予防措置	の作成 職員に対す る教育・普 及啓発	・職員への 情報提供・咳エチケットの徹底・海外渡航の中止等	対応 ・職員窓口 の設置 ・マスク等 装着等の義 務づけ等		
	職員がひ患 した場合の 対応	服務関係の 整理	\Longrightarrow	職員への指導等	\Longrightarrow	\Longrightarrow

第5章 発生段階別の対応について

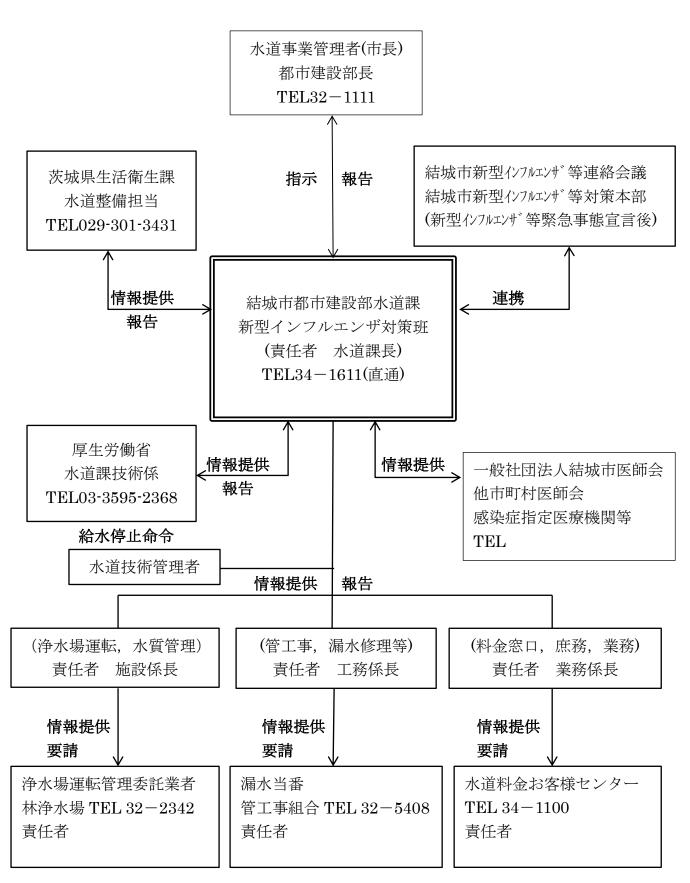
1 未発生期の対応

(1) 情報連絡体制の整備等

結城市都市建設部水道課において,新型インフルエンザの発生後的確かつ迅速な対応を図るための対策班の設置に向けた準備及び情報連絡体制の整備を行うものとする。 情報連絡体制には,医師会,委託業者及び厚生労働省,県生活衛生課を含めた『新型インフルエンザ連絡網』を整備する。

なお、対策班や情報連絡体制がより有効に機能するよう、必要に応じて訓練等を実施する。

「水道事業新型インフルエンザ連絡網」



(2)事業継続計画の策定

新型インフルエンザが発生する前から,国内発生を経て流行期を迎え,小康状態に 至るまでの各発生段階に応じ,対応すべき事項について検討を行う。

① 優先業務の検討

水道水の安定供給に最低限必要な業務(浄水場の運転管理業務等)についてあらか じめ検討し、新型インフルエンザ発生後、要員の不足が生じた際にも水道水の安定供 給ができるようにする。

② 職員の感染予防措置等

新型インフルエンザ対策に対する職員の意識を高め、発生時に的確な行動をとることができるよう、新型インフルエンザの基礎知識、感染予防策の研修等を実施し、職員に対する教育、啓発を行う。

2 海外発生期の対応

(1) 情報連絡体制の整備等

新型インフルエンザ連絡網を活用し、入手した新型インフルエンザの発生に関する情報は、水道事業者等の各部署に適切に情報提供し、職員に周知するとともに、委託業者等に対しても情報提供を行う。

また、結城市新型インフルエンザ等対策連絡会議または、新型インフルエンザ対策 担当課等より対策を講じるよう要請があった場合、対策班を設置し、情報の一元化、 共有化を図るとともに、必要に応じて要員の確保、職員の感染拡大防止策、物資確保 等の事項について検討を行う。

(2) 事業継続計画の再確認

① 優先業務の検討

策定した事業継続計画について, 水道水の安定供給に最低限必要な優先業務に, いて, 再確認等を行う。

② 職員の感染予防措置等

職員に対して、新型インフルエンザの感染予防対策に関する情報提供を行い、 うがい・手洗いを日常的に励行し、「咳エチケット」を心掛け、健康状態の自己把 握に努めるよう、意識啓発を図る。

③ 予防接種

水道業務に直接従事する職員が特定接種対象者となるが,市の対策実施体制か の指示により集団的な接種を行うことを基本に,本人の同意を得て特定接種を行う。

参考 「咳エチケット」とは

風邪などで咳やくしゃみがでる時に他人にうつさないためのエチケットである。 感染者がウィルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

(目的)

・咳、くしゃみによる飛沫感染防止策

(効果)

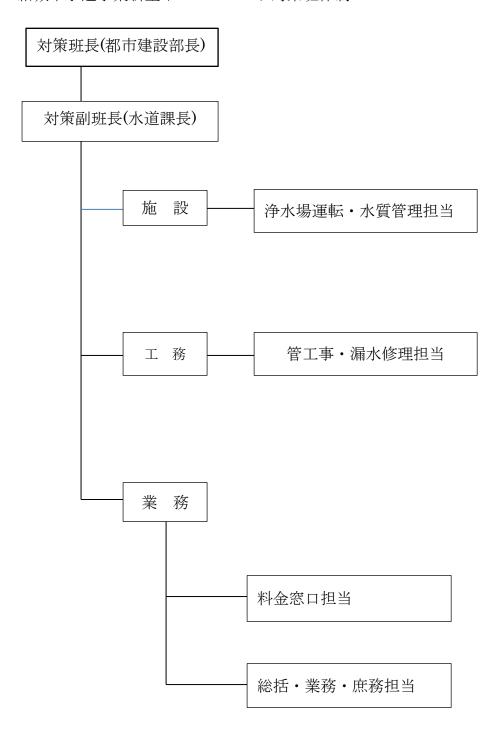
- ・咳エチケットによって感染者の排泄する飛沫の拡散を防ぐことができる。 (方法)
- ・咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り $1 \sim 2$ m以上離れる。ティッシュなどがない場合は、口を前腕部で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物(鼻汁・痰など)を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。
- ・咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。
- ・咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。
- ※「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成21年2月策 定)より

3 国内発生早期の対応

(1)情報連絡体制の整備等

「結城市水道事業新型インフルエンザ対策班」を設置し、結城市新型インフルエンザ等対策連絡会議、及び結城市新型インフルエンザ等対策本部において収集した新型インフルエンザに関する情報の一元化、共有を図るとともに、必要に応じて要員確保を開始する。

結城市水道事業新型インフルエンザ対策班体制



(2) 事業継続計画の実行

新型インフルエンザ流行期に移行した場合において、ライフライン機能を維持する観点から、事業継続計画に基づき、新型インフルエンザ国内発生早期段階から 各種対策を実行する。

(3) 職員の感染予防措置等

① 職員の感染予防強化

職員に対し、新型インフルエンザへの意識啓発を強化し、職員が新型インフルエンザの感染について疑われる症状がある場合は、直ちに保健所に連絡するとともに保健所の指示に従い、発熱外来棟において受診するよう指導する。併せて、職員の状況把握に努める。

マスク等の物資を対象となる職員に配布し、感染予防用具等の装着及び使用を義務づける。

② 職員が、り患した場合の対応

職員又はその家族が新型インフルエンザに感染した場合又はその恐れがある場合, 筑西保健所(TEL0296-24-3965)に連絡し, その指示に従うよう指導する。当該職員に対しては, 必要に応じ結城市新型インフルエンザ等対策本部と情報共有を行うものとする。

③ 予防接種

水道業務に直接従事する職員が特定接種対象者となるが、市の対策実施体制からの指示により集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

4 新型インフルエンザ流行期の対応

(1) 情報連絡体制の整備等 対策班において、引き続き、情報の一元化、共有化を図る。

(2) 事業継続計画の実行

引き続き、事業継続計画に基づいて、各種対策を実行する。

(3) 職員の感染予防措置

引き続き、職員の感染予防強化及び職員が、り患した場合の対応を進める。

5 小康期の対応

(1) 情報連絡体制の整備等

対策班において、引き続き、情報の一元化、共有化を図る。併せて、これまでに 実施した対策の評価を行う。

(2) 事業継続計画の実行

引き続き,事業継続計画に基づいて,各種対策を実行する。

(3) 職員の感染予防措置

引き続き、職員の感染予防強化及び職員が、り患した場合の対応を進める。

第6章 事業継続計画

1 計画全般

水道事業者等における新型インフルエンザを対象とした事業継続計画は,災害,水質 事故,テロ等の危機管理マニュアルと共通する要素もあると考えられるが,各対策との 相違点を踏まえた上で,検討,策定を行う事が重要である。

なお,「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成21年2月策定)では,事業継続計画における地震災害と新型インフルエンザの相違点として,次表のとおり示されている。

事業継続計画における地震災害と新型インフルエンザの相違

項目	地震被害	新型インフルエンザ
事業継続方針	・できる限り事業の継続,	・感染リスク、社会的責任、
	早期復旧を図る	経営面を勘案し、事業継続
		レベルを決める
被害の対象	・主として、施設、設備等	・主として、人に対する被
	社会インフラへの被害が大	害が大きい
	きい	
地理的な影響範囲	・被害が地域的, 局所的(代	被害が国内全域,全世界
	替施設での操業や取引業者	的となる(代替施設での操
	間の補完が可能)	業や取引業者間の補完が困
		難)
被害の期間	・過去事例等からある程度	・長期化すると考えられる
	の影響想定が可能	が、不確実性が高く影響予
		測が困難
災害発生と被害予測	・主に兆候なく突発する	・海外で発生した場合、国
	・被害量は事後の制御不可	内発生までの間,準備が可
	能	能
		・被害量は感染防止策によ
		り左右される
事業への影響	・事業を復旧すれば業績回	・集客施設等では長期間利
	復が期待できる	用客等が減少し、業績悪化
		が懸念される

(「事業者・職場におけるインフルエンザ対策ガイドライン」(平成 21 年 2 月策定)より)

2 優先順位等選定

優先順位の要員を確保するため、必要に応じて次に掲げる業務は、縮小及び中止とする。

縮小又は中止する業務	検討結果
視察・研修等の受け入れ	中止
検針, 収納業務	委託業者と調整
漏水等突発事故以外の工事	縮小,中止
配水地等主要施設の工事	中止
不要不急な窓口受付業務	中止
契約業務	縮小(来庁しない方法に限定)
図面の閲覧等	縮小

水道水の安定供給を確保するため、次に掲げる業務を優先して対応する。

優先業務	業務内容
浄水場運転管理業務	○運転操作
水質管理業務	・配水ポンプ、揚水ポンプ、次亜塩素注入器設備
	○監視
	県水受水量,配水量,水圧,水位
	○水質管理
	塩素注入量,残塩,濁度
	○薬品等の在庫管理
	次亜塩素,PAC,DPD 試薬
管工事・漏水修理	○市発注工事、給水取出しに関しては市民生活に影響を及
	ぼさない程度に縮小・中止する。
	○漏水突発的事故に関しては漏水規模により施工する
	また、状況に応じて小康期まで施工を控える
統括・業務・庶務	職員の配置,情報収集,広報,相談受付等

3 要員の確保

新型インフルエンザの感染拡大により、要員の不足が生じた場合、浄水場に関しては 運転管理委託業者により運転管理を行うことが望ましいが、浄水場等の運転管理業務に 携わる要員の不足が生じた場合、水道課の職員が運転管理を行うことを基本とするが、 水道課より他部局等への転出者についても検討する。

4 委託業者等との連携体制整備

現在,業務委託を行っている浄水場運転管理業務及び料金徴収業務について,要員の 確保及び業務の継続に関する体制を整備する。

委託業者等との連携体制

浄水場関係委託業者

No	委託業務名	委託業務の主な内容	委託業者	連絡先	責任者
1	浄水場運転•施	本町·林浄水場施設及			
	設管理委託	び場外施設における運			
		転業務,保守点検,機			
		器の整備における施設			
		管理業務			
	○業務従事者				
	○応援要員				
	○協力会社等				

料金徴収業務関係の委託業者

No	委託業務名	委託業務の主な内容	委託業者	連絡先	責任者
2	水道料金検	·上下水道料金検針,			
	針·徴収業務	徴収業務			
	委託	・給水装置工事関連			
		・漏水調査業務			
		・管路情報管理業務			
	○業務従事者				
	○応援要員				

5 必要な物資の確認,確保等

他の水道事業者,委託業者,水道関係団体等と連携しつつ,水道水の安定供給にむけて,新型インフルエンザが発生した場合,薬品等の調達が困難になることが予想されるため,薬品等の物資の備蓄量を確認し,不足していると考えられる物資を速やかに調達する。また,備蓄量の増量措置を講ずる。

必要な物資等の確保

1 水道用薬品等の納入業者

No	薬品名等	納入業者	所在地	連絡先
1	次亜塩素酸ナトリウム			
2	DPD 試薬			
3	ポリ塩化アルミニウム			
4	自家電発燃料(本町·林)			

2確保する薬品等

No	薬品等	保管場所	常時在庫数量	事前確保数量
1	次亜塩素酸ナトリウム	林浄水場	リツ目分	!%/日分
2	次亜塩素酸ナトリウム	本町浄水場	リツ日分	"771日分
3	ポリ塩化アルミニウム	林浄水場	リッ トル	リツ トル
4	DPD 試薬	林·本町浄水場	包	包
5	自家用発電設備燃料	林浄水場	リッ トル	
6	自家用発電設備燃料	本町浄水場	リッ トル	
7	マスク	林浄水場		枚
8	消毒アルコール	林浄水場		本/ml

6 利用者への情報提供

新型インフルエンザが発生した場合,利用者(市民)が水道水に対する不安を抱かないよう,結城市ホームページ等により情報提供を実施する。

また,利用者(市民)からの問い合わせに対して,的確に対応できるようにするため, 新型インフルエンザに関する問答集を作成する。

(1)情報提供方法

結城市ホームページにより、水道水の安全を広報する。

(2)内 容

- 【例】「新型ウイルスは、水道水からの感染の危険性はありません。水中では感染力を 失い、塩素消毒の効果も期待できます。「水道水は安全」です。」
- 【例】「新型インフルエンザは、水道水からの感染の危険性はありません。「水道水は安全」です。

その他, 想定問答表を作成する。

【例】

質問・意見	回 答
水道水からインフルエンザ	塩素消毒は、インフルエンザウイルスに有効に作用しま
に感染しますか?	す。水道水中の遊離残留塩素濃度を通常通り確保すれば,
	ウイルスを1分以内に 99.9%不活化することが報告され
	ており、水道水の飲用等ご利用については問題ありませ
	ん。なお、一般的にインフルエンザの感染経路は、飛沫感
	染 (咳やくしゃみによる飛沫からのインフルエンザウイル
	スの感染)と接触感染(ウイルスの付着したものに触り、
	その触った手指で口や鼻に触る事による感染)です。

浄水場職員が感染した場合,	一般的にインフルエンザウイルスに対し塩素消毒が有効
水道水に影響はありません	であることから、職員が感染した場合も、適正な浄水処理
カ・?	及び消毒を行っており,水道水によるインフルエンザ感染
	の恐れは無く,水道水は安心してご利用いただけます。
職員に感染者が発生した場	水道課では、新型インフルエンザ対策マニュアルを策定し
合,断水しませんか?	て,職員が感染した場合を想定して,水道業務経験者の代
	替人員を確保する事としています。また,優先業務を定め,
	緊急でない業務については一時停止等を行い,少数の人員
	で給水が継続できるように配慮しておりますので, 直ちに
	水道が止まることはありません。
水道水での手洗いや, うがい	水道水は安全で、塩素消毒の効果があり、手洗い、うがい
は感染予防に効果がありま	を行うことは感染予防に有効であるといわれています。
すか?	なお、手洗いは、石鹸等を用いて最低 15 秒以上行うこと
	が望ましく,洗った後は清潔な布やペーパータオル等で水
	を十分にふき取ってください。
浄水場等の見学はできます	(見学中止時) 現在, 市内および近隣都市で新型インフル
か?	エンザが流行している状況から, 浄水場等水道施設の見学
	はお断りしています。再開に当たっては、HP等でお知ら
	せいたします。
	(見学実施時) 通常どおり見学等対応を行っています。た
	だし、事前にインフルエンザ症状(発熱・せき等)の方が
	いないなどの健康状態を確認させていただく事もありま
	す。

(新型インフルエンザ対策マニュアル策定指針より)